

山形県立自然公園条例の改正について

1 改正の理由

県では、県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、山形県立自然公園条例（昭和33年7月11日山形県条例第29号。以下「条例」という。）を定め、山形県立自然公園（以下「県立公園」という。）を指定しています。

今般、国立公園及び国定公園について規定する自然公園法（昭和32年法律第161号）において、地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するための改正が行われ、令和4年4月1日に施行されました。

条例は、法に準拠して制定されていることから、今回の法改正の趣旨に準じた条例の改正を行います。

2 改正の概要（自然公園法の改正内容に準じた改正）

（1）自然体験活動促進計画制度の創設

公園計画において、新たに自然体験活動の促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等からなる協議会を設け、「自然体験活動促進計画」を作成し、知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とします。

（2）利用拠点整備改善計画制度の創設

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等からなる協議会を設け、「利用拠点整備改善計画」を作成し、知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とします。

（3）公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の追加

公園事業の全部を譲渡する場合、あらかじめ知事の承認を受けたときは、譲受人は譲渡人に係る公園事業者の地位を承継することとします。

（4）野生動物に餌を与える行為等の規制及び罰則の追加

野生動物に餌を与えることや野生動物に著しく接近し、又はつきまとう行為であって、県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを規制し、罰則（30万円以下の罰金）の対象とします。

（5）公園管理団体の業務の見直し

公園管理団体の指定に当たり、公園管理団体が行わなければならない業務を「自然の風景地の保護活動」及び「施設の補修その他の維持管理」並びにそれらに附帯する業務とします。

（6）情報発信に係る規定の追加

県は、県立公園の利用の増進のための情報の提供及び普及宣伝を行うよう努めることとします。

（7）罰則の引上げ

特別地域（県立公園の風致を維持するため知事が指定する地域）の行為規制に違反した場合の罰則を、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げます。

3 施行日

令和6年4月1日施行予定